

令和8年度 松浦市 市民後見人候補者 養成研修

知って安心 **成年後見制度** を学びませんか？

松浦市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、判断能力が十分でない方の生活を市民目線で支援する「市民後見人」の候補者養成研修を開催します。

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方の権利を守るために成年後見制度があり、「市民後見人」とはそのような方々に寄り添い、預貯金や不動産などの財産管理や契約の締結または取り消しなどの身上保護を本人に代わって支援する役割を担う人のことです。



日程

<基礎編> 令和8年9月 8日(火)、15日(火)、29日(火)
<応用編> 令和8年10月6日(火)、13日(火)、20日(火)
※全6回 13:00~17:00 (ただし、9/8と10/6は12:45~)

対象

松浦市在住または松浦市内勤務の方で、
権利擁護の普及推進に興味のある方
(※先着10人)

会場

松浦市役所
長寿介護課 相談室

内容

成年後見制度の基礎や実務、市民後見人の
概要、福祉サービス等の理解 など

費用

無料

申込 方法

申込先まで、お電話でお申し込み下さい。
※申込期限…8月24日(月)

その他

- ・オンラインによる研修会です。
- ・全ての日程を受講した方には、修了証を交付します。
- ・この研修を受講したことで、家庭裁判所から成年後見人等として選任されることを保証するものではありません。

<申込み・問合せ先>

松浦市長寿介護課 長寿支援係(地域包括支援センター)

〒859-4598 松浦市志佐町里免365番地 ☎ 0956-72-1111(代)(内線176)